

時論

次なるサステナビリティ課題はネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブ(自然再興)への取組みが広がってきた。ネイチャーポジティブとは生物多様性の損失を止め、その流れを反転させることを指す。2022年12月の生物多様性条約COP15(第15回締約国会議)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組み(GBF)」にも盛り込まれ、2030年の世界目標となった。サステナビリティ情報開示の分野では、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)が2023年9月に生物多様性を含む開示基準を提言した。わが国でも官民一体となり、4月に「ネイチャーポジティブ移行戦略(NP移行戦略)」が打ち出された。ネイチャーポジティブは気候変動対策のカーボンニュートラル(炭素中立)に次ぐ、社会・経済活動上の重要テーマと位置付けられる。

特に、企業の生産活動は自然環境や生態系に依存する(恩恵を得る)とともに、方法次第では深刻な影響を与える。例えば、農業は肥沃な土地と豊富な淡水が生産の糧となる一方で、森林を伐採して耕作地にすると生態系を損なう。WEF(世界経済フォーラム)の報告書は世界の名目GDPの52%(44兆ドル)相当が高～中程度で自然に依存する産業に由来し、生態系崩壊のリスクに晒されていると指摘する。

実際、TNFD推奨の分析ツールで産業別の自然依存と影響を計測してみると、依存度が高いのは農林漁業・畜産など一次産業全般、飲食品や林産品・製紙など一部の製造業が挙げられ、影響度が高いのは農業・畜産のほか鉱業・金属や石油・ガスなど資源系業種が目立つ。国別で日本の依存度はG20中10番目ながら、G7ではイタリアに次ぎ2番目に高い上に、影響度ではアメリカと並んでG7のトップに位置する。ネイチャーポジティブは日本にとって他国に先んじて対処すべき課題と言える。

一方で、ネイチャーポジティブへの移行はビジネス機会の創出にもつながる。同じくWEFの試算では2030年に再生(リプロダクティブ)農業や環境配慮型消費などで年間10兆ドルと投資額の約4倍の追加収益、および累計4億人の雇用が生まれるとする。日本のNP移行戦略でも、国内のビジネス機会が年間47兆円と名目GDPの8%に相当すると見積もる。日本経済団体連合会(経団連)の会員アンケート調査では、生物多様性の取組み課題として「事業利益に貢献しない」との回答が2019年の51%から2023年には17%にまで低下した。これらの結果は一定の幅を持つてみる必要はあるものの、少なくともネイチャーポジティブが企業にとって単なるコスト負担やCSR(社会的責任)としての取組みから、将来的にブランド・企業価値を高めるビジネス手段になりつつあることを窺わせる。

日本の取組みは進んでいるのか。先行する事項は3点ある。第一は、GBFを踏まえた国家戦略の策定である。日本はCOP15から3か月後の2023年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定した上で、同4月に「同民間参画ガイドライン」を改訂、この4月にNP移行戦略を取りまとめた。条約事務局からも国レベルの推進枠組みをいち早く築いた対応を評価されている。10月にコロンビアで開催される次回COP16では各国が国家戦略を持ち寄り、GBFとの整合性や施策の進捗状況などが問われる。

第二が、陸・淡水域と海・沿岸域の30%を保全する「30by30」への取組みである。日本は2022年4月に「30by30ロードマップ」を公表し、現状で陸域20.5%、海域13.3%という保全割合の引上げを目指す。鍵となるのが「自然共生サイト」である。国立公園など公的な保護地域以外でも、効果的な保全がなされていれば民間の所有地でもカウントできる「OECM制度」を活用する。2023年度には活動を展開してきた

大手企業を始め全国 184 か所が認定された。基準は異なるが、UNEP(国連環境計画)等の WDPA(国際保護地域データベース)によれば日本の保護地域比率は陸域でG20 中2位ながら、海域は9位と必ずしも高いとは言えない。今後、自然共生サイトの拡大により、さらなる押上げを期待したい。

第三は、TNFD 提言に沿った自然関連情報開示への対応である。1月の WEF 主催ダボス会議で、2025年度までの開示をコミットした TNFD 早期適用先 320 社が公表された。日本は 81 社と2位イギリスの 46 社を大きく引き離して世界トップである。内訳は金融機関が 24 社(30%)、一般企業が 57 社(70%)で、一般企業では建設業 7 社、自動車・同部品 6 社が上位を占める。気候関連情報開示の TCFD 対応でも日本企業はグローバル最多であり、サステナビリティ開示への積極スタンスが際立つ。将来的な東証プライム上場企業への開示義務化を睨んだ先行着手が背景にあると見られる。

もともと、ネイチャーポジティブの実践には課題も多い。第一に、文字通り多様な項目・手法からなるため、統一した指標での計測が困難なことである。GHG(温室効果ガス)排出量という共通尺度のある気候変動対応との最大の相違点である。実際、GBF は 2030 年目標として 23 項目を掲げ、TNFD も開示指標として共通のコアグローバル指標だけで 14 項目、これにセクター別や追加項目などがさらに上乘せされる。経団連の調査でも「目標・指標の設定、定量化・経済的評価の難しさ」が課題のトップに挙がる。進捗評価や比較のためにも、共通指標の選定と絞り込みが急がれる。

第二に、自然との接点となる場所が重要であり、トレーサビリティ情報の収集が不可欠なことである。GHG 排出量は製品・サービスに紐付いた情報であったが、生物多様性は生産・提供されるロケーションに左右される。但し、場所のトレーサビリティ情報の収集は難度が高い。経団連の調査でも生物多様性の把握は本社>子会社>サプライチェーンの順に低下し、海外バリューチェーンを持つ企業のうち評価ができていないのは 32%に過ぎない。そこで、この課題をビジネス機会として捉え、衛星画像や生態系情報など生物多様性ビッグデータを空間表現やマップ情報として提供するベンチャー企業も数多い。

第三に、先行する気候変動対策とトレードオフにならず、両立によるシナジーを求められることである。脱炭素のための太陽光発電も森林伐採したり、トウモロコシなどのバイオ燃料が食料競合したりすると、生物多様性にはマイナス影響を及ぼす。そこで重視すべきは「自然に基づく解決策(ネイチャーベースドソリューション、NbS)」の活用であろう。例えば、森林保全は言うまでもなく、世界有数の島国日本では炭素吸収力が陸上植物よりも高いとされる藻場再生が両立手段として注目され、先述の 30by30 実現にも寄与する。東南アジアではマングローブ林回復が気候変動適用の洪水対策として脚光を浴びる。NbS だけではすべての環境課題を解決できないが、自然再興と脱炭素の二兎を追うチャレンジに意義がある。

この4月、ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)が気候変動に続く基準策定のターゲットとして「生物多様性」と「人的資本」を取り上げると公表した。2年間のプロジェクトで素案を示し、その後の各国基準への落とし込みを含め、2028年頃までには開示義務化の方向性が定まろう。

一方で、生物多様性の国際目標は前回の「愛知目標」を含め2回連続で未達に終わり、その後を受けたのが今回の GBF である。果たして3度目の正直となるかどうか。わが国企業にも開示要請に迫られた総花的な対策の羅列に止めることなく、真にネイチャーポジティブに資する、的を絞った成果・貢献(アウトカム)につながる取組みが求められている。GBF の 2050 年ビジョンは「自然と共生する世界」である。

(専門理事 調査部 主管 井上 一幸)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。